

軽自動車税 (種別割) の減免について



身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人（以降「障がい者」と称します。）のうち、一定の要件に該当する人が所有する軽自動車について、申請をいただくことで軽自動車税(種別割)を全額免除する制度があります。

▼減免を受けられる人の範囲(障がい者本人運転、生計同一者運転、常時介護者運転の場合に限ります。)

①身体障がい者

障害の区分		減免の対象となる範囲
視覚障害		1級～4級
聴覚障害		2級と3級
平衡機能障害		3級
音声機能障害		3級(咽頭摘出による音声機能障害に限る)
上肢不自由		1級～3級
下肢不自由		1級～6級
体幹不自由		1級～3級と5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級～3級
	移動機能	1級～6級
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこうまたは直腸の機能障害		1級と3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級～3級
肝臓の機能障害		1級～3級

②戦傷病者

障がいの種類・等級については、岐阜県健康福祉部地域福祉課へ問い合わせください。

③知的障がい者

療育手帳をお持ちで、障がいの程度が「A」、「A1」もしくは「A2」の人

④精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障がいの程度が1級の人



▼対象となる軽自動車の所有区分

障がい者の人の区分	車両の所有者	運転する人
・18歳以上の身体障がい者 ・戦傷病者	障がい者本人	障がい者本人 生計を一にする人
・18歳未満の身体障がい者	障がい者本人または 生計を一にする人	生計を一にする人
・知的障がい者 ・精神障がい者		障がい者本人 生計を一にする人
・独居等の身体障がい者 ・独居等の知的障がい者 ・独居等の精神障がい者	障がい者本人	常時介護する人

▼持参するもの

- ①障害者手帳等
- ②運転する人の運転免許証
- ③自動車検査証
- ④印鑑
- ⑤減免申請書
- ⑥常時介護証明書または生計同一証明書
(運転する人が世帯分離している場合)

▼申請期間

4月1日(木)～4月23日(金)

▼申請先

総務部税務課または各振興事務所

※割賦販売契約等による所有権留保付自動車の場合は、上記表の所有者欄に記載されている人が自動車検査証の使用欄者に記載されている自動車です。

※リース車の場合は納税義務者がリース会社になるため減免の対象になりません。

▼注意点

- 1人の障がい者の人に対し「普通自動車」、「車いす移動車などの構造減免車」を含めて「1台のみ」が減免対象となります。(普通自動車の自動車税減免を受けている人は、軽自動車税の減免は受けられません。)
- 障がい者が長期入院、または社会福祉施設に入所されている場合は、減免は受けられません。
- 障がい者と運転者が世帯分離されている場合、常時介護証明書、または生計同一証明書が必要です。
- 減免の申請は、翌年度以降も毎年手続きが必要です。

〈問い合わせ先〉 総務部税務課 ☎67-1837 岐阜県健康福祉部地域福祉課 ☎058-272-8349